

## 令和3年度 第2回住宅リフォーム券発行事業

綾瀬市商工会と市が連携し、住宅リフォーム費用の一部を助成する「住宅リフォーム券」を再度発行します。新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、地域経済が低迷していることを受けて市民の消費喚起、地域経済の活性化及び居住環境の向上を目的としたもので、10万円以上のリフォーム工事に対し、1/2以内の助成をします。

**【額面】10万円の住宅リフォーム券を5万円で販売（購入限度5枚まで）**

### ◆対象要件

市内に住民登録のある方が所有し、自ら居住している住宅（共同住宅は専有部分、併用住宅は住居部分）で、次の項目全てに該当。

- ① 今年5月の募集時に当選していない
- ② 市税を滞納していない
- ③ 市内に本店・本社がある業者が行う工事
- ④ 着工予定の工事（着工済みは対象外、5月に応募済みの方は着工済みでも対象）
- ⑤ 令和4年11月末までに工事と施工業者への支払いを完了できる
- ⑥ 市が実施する他の助成制度や南関東防衛局が行う住宅防音工事と同じ箇所でない
- ⑦ 工事費用が10万円以上（税抜き）
- ⑧ 対象工事に該当する工事（別表を参照）



◆申請先等 市商工会（深谷中 5-17-1）☎78-0606

### ◆申請期間

9月8日（水）～9月30日（木）9時30分～11時30分・13時～16時（土・日・祝日は除く）

◆申請書類 ※提出書類は返却不可、5月に応募済みの方で工事内容や工事金額の変更のない方は、申請書のみの提出で可。

- ①同券購入申請書（市商工会で配布）
- ②住宅リフォーム見積書の写し（業者名、所在地、電話番号の記載と押印があるもの）
- ③住宅の現況写真（日付入り。施工前の住宅全景や工事箇所など。A4版の用紙に写真を貼付けカラープリンターで出力）
- ④住民票の写し
- ⑤完納証明書（収納課（☎70-5612）で今年8月以降発行）
- ⑥住宅の所有者が分かる書類（固定資産所有証明（家屋）か登記全部事項証明書など）
- ⑦施工業者が法人の場合は登記簿謄本（今年8月以降発行）の写し、個人の場合は事業所が市内にある証明書（個人発行任意書式）など

◆抽選日 令和3年10月11日（月）（対象は申込者で、リフォーム券枚数ではありません）

※申請者全員に交付または不交付のお知らせを郵送します。

## 【別表】

対象となる工事一覧（例）
浴室、キッチン、洗面室、トイレのリフォーム
給排水衛生設備工事
換気設備工事
電気設備工事
ガス設備工事
オール電化住宅工事
屋根のふき替え・塗装・防水工事
外壁の張り替えや塗装工事
部屋の間仕切りの変更工事
床、壁、窓、天井や屋根の断熱改修工事
床材・内壁材・天井材の張り替えや塗装などの内装工事
ふすま紙・障子紙の張り替えや畳の取り替え（表・裏返し含む）
雨どいなどの取り替えや修理
建具・開口部の取り替えや新設工事
造り付け収納家具（造作大工工事が伴うもの）
バリアフリー改修（※）
耐震改修工事（※）
太陽光発電設備の設置工事（※）
住宅防音工事（※）

※他の助成制度を利用している部分は対象外

対象とならない工事一覧（例）
床面積が変更となる工事（増築やサンルームの設置など）
外周関係の工事（門扉、フェンス、ブロック塀、生け垣など）
車庫、物置、倉庫などの工事
下水道、浄化槽（合併処理含む）工事
電話、インターネット回線工事
電化製品、給湯器などを申請者自身が購入し設置した費用
ハウスクリーニング、害虫駆除
防犯カメラ、ライト等の設置（対象建物に設置しないもの）
解体工事

※不明な点は商工会に問い合わせください。

